

高石水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第18号

高石水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

高石水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和 7 年大阪広域水道企業団管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水方式) 第 4 条 (略) (1)～(3) (略) 2 (略) (給水装置工事の申込み) 第 5 条 (略) 2 (略) 3 条例第10条第 2 項の規定により、企業長が必要と認めるときは、第 1 項の申込みの際、 <u>利害関係人の同意書、工事申込者の誓約書、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書</u> の提出を求めることができる。	(給水方式) 第 4 条 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 併用方式 1 の敷地内で直結直圧式と直結増圧式又は直結直圧式と貯水槽式を併用する方式</u> 2 (略) (給水装置工事の申込み) 第 5 条 (略) 2 (略) 3 条例第10条第 2 項の規定により、企業長が必要と認めるときは、第 1 項の申込みの際、 <u>次に掲げる利害関係人の同意書等</u> の提出を求めることができる。 <u>(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、その給水装置の所有者の同意書</u> <u>(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、その土地所有者の同意書</u> <u>(3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書</u>

4 工事申込者は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1) 3階建て以上の建物で直結直圧式により給水するとき。

(2) (略)

(3) 貯水槽式により給水するとき。

(4) (略)

(設計審査及び工事検査)

第7条 条例第11条第2項の規定により、企業長は、給水装置工事の適正な施行を確保するため、第5条第1項の申込書及び同条第3項の規定により提出された書類に基づき、設置しようとする給水装置の構造、材質、工法等が基準に適合していることを確認する設計審査を行う。

2～4 (略)

(給水装置工事の変更及び取消し)

第8条 (略)

2 工事申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事を取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 加入金又は手数料をそれぞれの納期限までに納付しないとき。

(2) 条例第10条第1項に規定する給水装置工事の承認を受けた日から6月を経過しても当該給水装置工事を施行せず、かつ、前項の規定による届出を行わないとき。

(3) 企業長が給水装置工事を施行する場合で、条例第16条第1項に規定する工事費の概算額を納期限までに納付しないとき。

3 前2項に規定する給水装置工事の変更又は取消しにより生じた損害は、工事申

4 工事申込者は、工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(設計審査及び工事検査)

第7条 条例第11条第2項の規定により、企業長は、給水装置工事の適正な施行を確保するため、第5条第1項の申込書及び同条第3項の規定により提出された書類に基づき、設置しようとする給水装置の構造、材質、工法等が基準に適合していることを確認する設計審査を行う。ただし、あらかじめ企業長の承認を得た工事については、工事の一部を先行して施行することができる。

2～4 (略)

(給水装置工事等の変更又は取消し)

第8条 (略)

2 工事申込者が第5条の申込みをした日から30日以内に条例第16条第1項の規定による工事費の概算額を前納しないときは、工事申込みを取り消したものとみなす。

込者の負担とする。

(給水装置の構造)

第9条 (略)

2 給水装置には、止水栓ます、メーターますその他の附属用具を備えなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、給水装置の構造に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の算出方法)

第11条 (略)

(1) 材料費は、使用材料の数量に毎年時価を基準として企業長が別に定める標準価格を乗じる。ただし、特殊資材又は著しく時価に変動があるものについては、その都度時価を乗じる。

(2) (略)

(3) 労力費は、作業に要する労力の算出歩数に職種別賃金を乗じる。

(4) 道路復旧費は、道路管理者が定める復旧方法に要する費用とする。ただし、仮復旧を必要とする場合については、その額を加算する。

(5) 間接経費は、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(メーターの設置)

第12条 (略)

(1) 専用給水装置又は共用給水装置ご

(給水装置の構造)

第9条 (略)

2 前項に規定するもののほか、給水装置の構造に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の算出方法)

第11条 (略)

(1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に企業長が別に定める材料単価の額を乗じる。

(2) (略)

(3) 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業について、それぞれの作業に要する労力の算出歩数にその作業に従事する配管工等の賃金の額を乗じることとし、労力の算出歩数、配管工等の賃金の額については、企業長が別に定めるところによる。

(4) 道路復旧費は、道路管理者の定めるところによる。ただし、重要路線その他で道路の仮復旧を要する場合には、企業長が定める道路掘削仮復旧費を別に徴収する。

(5) 間接経費は、監督料、損料及び事務費とし、それぞれ材料費と労力費の合計額に100分の10以内の率を乗じた額とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、その額を減免することができる。

(メーターの設置)

第12条 (略)

(1) 給水栓まで直接給水するものにつ

とに1個とする。

(2) 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに1個とする。

(3) (略)

2 メーターを設置する場所は、給水装置を設置しようとする敷地内とし、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、これにより難いときは、その都度企業長が定める。

(1) 道路境界から1メートル以内の場所であること。

(2) 給水栓より低位置、かつ、乾燥した場所であること。

(3) 点検及び取替作業が容易にできる場所であること。

(4) 衛生的で損傷、凍結のおそれがない場所であること。

(5) 水平に設置できる場所であること。

(給水装置の修繕の費用負担)

第16条 条例第23条第5項ただし書の企業長が特に必要があると認めるときは、配水管の分岐箇所からメーターまでの保管者の故意又は過失によらない漏水、出水不良又はメーター直結止水栓の機能低下等に係る修繕とし、その取扱いについては別に定める。

2 企業長は、前項の修繕に係る原因が第三者の故意又は過失によることが明らかなきときは、条例第23条第5項ただし書の規定にかかわらず、修繕に係る費用を原因者に負担させるものとする。

いては、専用給水装置ごとに1個とする。ただし、共用給水装置であって企業長が必要と認めたものについては、建物1棟につき又は最も適当と考えられる集団の1単位ごとに1個とする。

(2) 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに1個とする。ただし、使用水量を計量するために必要があると認める時は、貯水槽水道の各戸の利用者ごとに1個とする。

(3) (略)

2 メーターを設置する場所は、使用者等が不在であっても点検及び取替えに支障がなく、乾燥して汚水が入りにくく、かつ、損傷のおそれのない場所とすること。

(給水装置の修繕の費用負担)

第16条 条例第23条第3項又は第4項の規定により企業長が施行した給水装置の修繕その他必要な処置に要した費用は、企業長が別に定めるところにより算出し、徴収する。

2 条例第23条第3項又は第4項の規定により企業長が施行した修繕の完了後6月以内に給水装置が損傷したときは、企業長がこれを修繕し、その修繕に要した費用は、企業団の負担とする。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

(加入金の算定方法)

第23条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 宅地造成時に納付する加入金は、造成実施計画の事前協議により承認した建築予定数に係る加入金の合計額とし、宅地造成の給水装置工事申込時に納付させることができる。

2 (略)

(手数料の負担)

第27条 (略)

2 (略)

(1) 工事対象の給水管口径に係る手数料の額とする。

(2) 直結直圧式又は直結増圧式により給水する共同住宅等で、各戸の給水装置に企業団のメーターを設置する場合は、各戸のメーターの口径ごとに算定した額の合計額とする。

(3) 貯水槽式の共同住宅等により給水する場合は、当該共同住宅等に係るメーターの口径に係る手数料の額とする。

(4) (略)

第28条 (略)

(水道施設の無償譲渡)

第28条の2 条例第43条の2第1項の規定により給水申込者の負担で新設、増設又は改造を行った水道施設は、工事検査合格後に企業団に無償で譲渡することができるものとする。

第29条 (略)

(加入金等の納期限)

第29条の2 加入金等の納期限は、納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目に当たる日(当該日が大阪広域水道

(加入金の算定方法)

第23条 (略)

(1)・(2) (略)

2 (略)

(手数料の負担)

第27条 (略)

2 (略)

(1) 工事対象のメーター口径に係る手数料の額とする。

(2) 共同住宅等で、各戸の給水装置に企業団のメーターを設置する場合は、各戸のメーターの口径ごとに算定した額の合計額とする。

(3) 共同住宅等で各戸に企業団のメーターを設置しない場合は、各戸の引込管の口径をメーターの口径とみなして算定した額の合計額とする。

(4) (略)

第28条 (略)

第29条 (略)

企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第21条第3項に規定する日曜日等に該当する場合には、これらの日の翌日）とする。

（貯水槽水道の設置）

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、貯水槽を設けなければならない。

- （1） 病院、避難所等で災害時、事故等による水道の断減水時にも水の確保が必要なとき。
- （2） 一時に多量の水を使用するとき、使用水量の変動が大きいとき等に、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。
- （3） 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするとき。
- （4） 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれがあるとき。
- （5） その他企業長が直結直圧式又は直結増圧式による給水を認めないとき。

（貯水槽水道の設置）

第31条 一時に多量の水を使用する箇所その他企業長が必要と認める場合においては、貯水槽水道を設けなければならない。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。